

オフィースフォーティーズ 企業法務シリーズ 中国民商法の理論と実務14 売買目的物に契約不適合がある場合の中国法における救済方法

著者	村上 幸隆
雑誌名	JCAジャーナル
巻	55
号	10
ページ	27-33
発行年	2008-10-10
権利	(C) 日本商事仲裁協会:このデータは日本商事仲裁
	協会からの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/6638

中国民商法の理論と実務値

売買目的物に契約不適合がある場合の 中国法における救済方法

村 上 幸 隆*

I. 売買目的物に契約不適合がある場合の中 国法の規律 ⁽¹⁾

売買の目的物に契約との間の不適合がある場合 に、日本法においては、債務不履行責任と瑕疵担 保責任が問題になりうる。

債務不履行責任と瑕疵担保責任の関係をめぐっては、長年にわたる議論があり、現在もなお論争の的となっている②。

中国法においては、権利の瑕疵の場合(契約法 150条。以下、本稿では特に法令名を記さない場合 は、契約法を示す。)の場合を除き、瑕疵担保責任 はなく、債務不履行責任のみによる救済になる。

これは、中国法が、過失責任主義ではなく、厳格責任主義をとったこととも関係する。すなわち、売主は、「過失」がなくても、契約上の義務を履行しなければならず、契約の義務が約定に符合しない場合は、債務不履行責任〔違約責任〕 (3) を負う (107条)。売主には、契約目的に適合した物品を引き渡す義務があるため、目的物に物的瑕疵があれば、それは売主によるこの債務不履行=義務違反〔違約〕となるのである。

このような中国法における契約責任構造の特徴 は、日本法と比較すると、次のような点が挙げら れる。

①債務不履行を履行不能・履行遅滞・不完全履行の3つに分ける旧来の日本法の考え方とは

* むらかみ ゆきたか

弁護士・関西大学大学院法務研究科教授 現代アジア法研究会会員 異なる。

- ② (繰り返しになるが)「債務不履行責任」と 「瑕疵担保責任」という2類型に分けた処理を しない⁽⁴⁾。
- ③原始的不能を契約を無効ならしめる事由の1 つとして定めていない。

II. 契約の効力を維持する場合における買主 の救済方法

契約の効力を維持する場合における買主の救済 方法としては、次のものが挙げられる。

1. 買主が選択できる救済方法の種類

(1) 具体的な救済方法の分類

中国法上、売主の債務不履行の際の買主が選択できる具体的な救済方法は次のものが挙げられる。

- ①履行請求権(60条·107条·110条·155条)
- ②追完請求権(107条・111条・155条) 追完請求権については、②-1・瑕疵修補 請求権と②-2・代物請求権に分けられる。
- ③代金減額請求権(111条·155条)
- ④損害賠償請求権(107条)

(2) 各条文における規定文言との関係

これらの救済方法についての、契約法の条文の 規定を個別に表現すると、「履行」・「補足措置 〔補救措施〕」(以上、107条)、「修理」「修理」・ 「交換」〔更換〕・「やり直し」〔重作〕・「返品」 〔退貨〕・「代金又は報酬の減額」(以上、111条) となっている。本稿では、これらの救済方法を、 ①~④のように、一般的に議論されている買主の 救済方法に集約して整理した。

- (i) 107条の「補足措置〔補救措施〕」という のは、具体的には、111条に定める各手段を 指すものと考えられる。
- (ii)「修理」・「やり直し」というのは、どちらかといえば請負契約(契約法第15章・第16章)により適合的な手段である(107条・111条は、契約法の総則部分にあたり、各類型の契約全般を規律するものである。)。

しかし、売買目的物に関して、契約に不 適合(瑕疵)があった場合にそれを補修す るという場面においては買主の救済方法と して適合性を有することがある。

これらは、追完請求権としての瑕疵修補 請求権として表現することができよう。

- (iii)「交換」〔更換〕は、特に、種類物売買に おいて、不適合な目的物を交換するように 求めるものであって、数量不足の場合の追 加の目的物の履行請求権と併せて、追完請 求権としての代物請求権として表現できよ う。
- (iv) 問題なのは、「返品」〔退貨〕という救済 手段である。

この「返品」権をもって契約の(一部) 解除だと考えるのが通説だとされている (5)。

「返品」は、代物請求権・代金減額請求権 を行使する上での買主が取るべき前提手段で あると考える(代金返還請求を求める場合には、94条による解除を経る必要がある。)。 そうしないと、解除の場合には94条の要件を 要求していることとの整合性を欠くからであ る⁽⁶⁾ (7)。

返品しただけでは、買主の救済にはならない。返品した上で、契約に適合する目的物を新たに請求するか(この場合は代物請求権の行使とワンセットになると考えることができる。)、代金減額を求めるか(この場合は代金減額請求権ないし代金返還請求権とワンセットになると考えることができる。)という救済手段を取る際の前提として規定したのではないかと考える。

2. 履行請求権

買主は、契約の約定にしたがって、自己の義務 を全面的に履行しなければならならない(60条)(%)。

これは当然のことを規定したと考えられるかもしれない。しかし、比較法的には、「契約違反に対する救済としては損害賠償が原則とされ、特定物の引渡等の履行の強制は、例外的に認められる救済である」という英米法の立場 ⁽⁹⁾ をとっていないという意味をもつ。

履行請求権の行使が制限される場合について は、110条で定めている。履行請求権の行使が制 限を受けるのは次の場合である。

- ①法律上又は事実上、履行不能であるとき。 (同条1号)。
- ②債務の目的が強制履行に適さず又は履行の費用が過度に高額なとき。(同条2号)。
- ③債権者が合理的期間内に履行の請求をしなかったとき(同条3号)(10)。

3. 追完請求権

ここで述べる追完請求権には、瑕疵修補請求権と代物請求権が含まれる。(ここにおける「瑕疵修補請求権」と「代物請求権」の内容が、中国契約法の条文上の表現としてどのように規定されている権利に対応するものであるかについては、Ⅱ・1。)

追完請求権(瑕疵修補請求権・代物請求権)も 履行請求権の一種であるから、履行請求権と同様、 110条による行使の制限を受ける。

4. 代金減額請求権

買主は、代金減額請求権を行使することができる(111条)。しかし、代金減額の算定方法については、契約法上規定がない。代金減額請求権は、不可抗力を理由として行使を妨げられることはない。

5. 損害賠償請求権

(1) 損害賠償請求権の法的根拠

損害賠償請求権の根拠となる条文については、 追完請求権や代金減額請求権のように、111条の 債務不履行責任を追及する具体的リストの中に規 定されておらず、107条と112条に規定されている。

112条は、「義務の履行又は補足措置を講じても 損害がある場合」には損害賠償請求できると規定 されており、あたかも損害が補充的救済措置であ るかのような規定ぶりとなっている。

しかし、107条で、債務不履行責任の負担方法 として、「補足措置」と「損害賠償」を規定して いるのであり、111条所定の救済手段の補充的救 済手段であると解する必要はないと考える。すな わち、まず111条所定の救済手段を採るべきだ、 とは考えるべきではなく、いきなり損害賠償請求 権を行使することも可能だと考える。

(2) 損害賠償の範囲

損害賠償額の範囲については、債務不履行によって相手方に生じた損害〔損失〕相当額とし、これには得べかりし利益(獲得することができた利益)〔可以獲得的利益〕を含む(113条1項本文)。これは債務不履行によって生じた全損害を賠償対象とする趣旨と解される(完全賠償原則)。

一方で、完全賠償原則は契約締結時における違 約者の予見可能性の範囲に限定される(予見可能 性ルール)〔可予見規則〕としている(113条1項 但書)。

その理由は、①当事者の合意の観点=当事者が 合理的に予見しないリスクは合意範囲外であるこ と、②公平の観点=締結時の合理的予見の範囲内でのみ契約条件での調整可能、③リスク分配規則=リスク分配規則がないと、当事者はリスクをおそれる余り契約締結に消極的になり取引量の減少を招き、また、当事者はリスク回避のため多くの対応をとる必要がありコストの過大化を招く結果、取引量の減少を招き、予見可能性ルールはこれらの消極的影響回避のための必要措置であること、といった点が挙げられる。

消費者売買においては、事業者が消費者に提供する物(役務を含む。)に詐欺行為をした場合には、懲罰的損害賠償責任を負うことがある(113条2項、消費者権益保護法49条)。

6. 救済方法の選択

買主は、2~5の権利を選択して行使することができるが、「目的物の性質」および「損害の大小」 に照らして「合理的選択」をする必要がある。

まず、救済方法が目的物の性質上ふさわしいものかどうか、という基準に従う必要がある。次に、 買主の損害の程度からみて選択した救済方法が適 当なものかどうか、という基準に従う必要がある。 具体的には、およそ次のとおり考えられる。

(1) 瑕疵修補請求権と代物請求権の選択については、いずれを行使するかについての制限をしないのが多数説であるとされる(**)。

しかし、一般的には、代物請求権を行使しうる 場合の要件は、瑕疵修補請求権を行使しうる場合 に比べて厳しいと考えるべきである。

すなわち、代物給付をするためには、売主は新たな引渡の費用に加え、引渡済みの不適合品の引取費用等も負担するため、その費用負担が大きくなることが多いからである。軽微な不適合の場合に、代物給付による負担を売主に求めることは不適切と考えられることが多いであろう。そうした点から、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(ウィーン売買条約、以下、本稿において「CISG」と略称する。)においては、代物給付を請求するには不適合が「重大な契約違反」にあたることが要件とされている(CISG46条2項)こと

が参考になろう。

(2) 追完請求権と代金減額請求権の行使については、原則として、買主の自由な選択に委ねられるとするのが通説とされる(12)。

しかし、追完請求権の内、代物請求権を行使し うる場合の要件は、(1)と同様の理由から、代金減額 請求権行使の場合よりは、厳しくなると考える。

瑕疵修補請求権と代金減額請求権の行使は、自由な選択に委ねることでよいと考える。

(3) 損害賠償請求権と他の請求権との関係は、自由に選択して行使することができると解する。他の請求権を先に行使しなければならないことはない。他の請求権と併せて行使することもできるし(112条)、損害賠償請求権だけを行使することもできる。

Ⅲ. 契約の効力を否定する場合の買主の救済 方法

買主は、契約を解除することが可能である。

契約当事者は、①不可抗力により契約目的が実現できない場合、②履行期が到来する前に、当事者の一方が主要な債務を履行しない旨を明確に表示し又は自己の行為をもって明らかにした場合、③当事者の一方が主要な債務の履行を遅滞し、催告を経た後も合理的期間内に履行しない場合、④当事者の一方が債務の履行を遅滞し又はその他の違約行為があり、これにより契約目的を実現することができない場合、⑤法律が規定するその他の事由が生じた場合に契約を解除することができる(94条1号~5号)。

売買目的物が契約不適合の場合に解除するとすれば、上記④ (94条4号) の場合になる。すなわち売買目的物に、それにより契約目的を実現できない契約不適合がある場合には、契約解除により売買契約の拘束力から解放されることができる(13)。

Ⅳ. 買主の権利行使を妨げる事由

買主の救済方法の権利行使を妨げる事由として、次の点が問題となる。

1. 不可抗力による損害賠償責任の減免

中国法は、債務不履行責任について過失責任主 義をとらないため、過失がないことをもって責任 減免事由とすることができない。

しかし、不可抗力により契約の履行ができないとき、債務者は、不可抗力の影響に従って、その 責任の一部又は全部を免れることができる(117 条1項)。

売買契約において目的物の契約不適合が不可抗力により生じたときにも、売主がその責任の一部 又は全部を免れると解すべきであろう。

なお、契約解除権(Ⅲ)は、不可抗力により妨 げられない(94条1号の反対解釈)。

2. 買主の損害軽減義務違反

売主が契約不適合のものを引き渡したときは、 買主は、それによる損害が拡大することを防止す る適切な措置を講じなければならない。適切な措 置を採らずに損害を拡大させたときは、拡大した 損害につき賠償を請求できない(119条1項)。買 主が損害の拡大を防止するために支出した合理的 な費用は、合理的と認められる範囲内において、 売主に対しその償還を請求することができる(同 条2項)。

これは、CISG 77条を中国法に取り込んだもの である。

3. 売主の追完権

買主の救済方法に対して、売主が、契約不適合の目的物についての「追完権」が認められないかどうか。

契約不適合の売買目的物を給付した売主は、債 務不履行をしたとはいえ、それを治癒する方法を とれば、買主としても契約目的を達成することが できる。

CISGにおいては、このような観点から、買主の救済方法に優先して、追完権を認めている(CISG37条・48条)。

中国法上、明文で追完権は認められていないが、 買主の救済方法を行使する前に何らかの追完方法 をとった場合は、解釈上買主の権利行使が妨げら れる場合があろう。

4. 権利行使の時的制限

権利行使期間は、その他の関連法律の規定に従う」(129条後段)。

その他の関連法律の中には、まず訴訟時効 (14) に関する一般規定である民法通則が適用される。一般訴訟時効は2年であるが(民法通則135条)、品質の規格に合わない商品を販売し、かつ、売主がその旨を告げなかった場合における買主の権利は、1年の短期時効期間に服する(民法通則136条2号)。1年の時効期間は、「権利の侵害を受けたことを知り又は知ることができた時」(民法通則137条前段本文)から起算する。

中国の製造物責任法制においては、製品に存在 する欠陥により人身、他人の財産に損害をもたら したときは、被害者は製品の販売者に対し賠償を 請求することもできる(製品品質法43条前段)。

買主の権利は、買主(等)がその権利が損害を受けたことを知った時又は知り得べき時から2年間(製品品質法45条1項)、欠陥のある製造物が最初の消費者に引き渡された時から10年間(同条2項本文)行使しなければ、訴訟時効により勝訴権が消滅する。□

[注:]

(1) 本稿で引用する法令の条文は、次の通りである。 <民法通則>

- 第111条 当事者の一方が契約の義務を履行しないか又 は約定の条件にしたがって契約の義務を履行し なかった場合、他の一方は履行するか又は補足 措置をとるよう要求する権利があり、また、損 害賠償を請求する権利がある。
- 第134条 民事責任を引き受ける方式は、主として次の 通りである。
 - (1) 侵害停止。
 - (2) 妨害排除。
 - (3) 危険除去。
 - (4) 財産返還。
 - (5) 原状回復。
 - (6) 修理、再製作、取替。
 - (7) 損害賠償。
 - (8) 違約金支払。
 - (9) 影響除去、名誉回復。

(10) 陳謝。

2 (略)

- 第135条 人民法院に民事権利保護を請求する訴訟時効 期間は2年とし、法律が別に定めた場合を除く。
- 第136条 下記の訴訟時効期間は1年とする。
 - (2) 品質の規格に合わない商品を販売し、声明しなかった場合。

(略)

第137条 訴訟時効期間は、権利が侵害されたことを知ったか又は知るべき時から起算する。ただし、権利が侵害された日から20年を超えた場合、人民法院は保護しない。特殊な事情がある場合、人民法院は訴訟時効期間を延長することができる。

<契約法>

第60条 当事者は、約定に従って自己の義務を全面的 に履行しなければならない。

2 (略)

- 第94条 以下の事由の一つでもあるときは、当事者は、 契約を解除することができる。
 - (1) 不可抗力により契約目的が実現できない場合。
 - (2) 履行期が到来する前に、当事者の一方が主要な債務を履行しない旨を明確に表示し又は自己の行為をもって明らかにした場合。
 - (3) 当事者の一方が主要な債務の履行を遅滞し、 催告を経た後も合理的期間内に履行しない場合。
 - (4) 当事者の一方が債務の履行を遅滞し又はそ の他の違約行為があり、これにより契約目的 を実現することができない場合。
 - (5) 法律が規定するその他の事由。
- 第107条 当事者の一方が契約上の義務を履行しないとき又は契約上の義務の履行が約定に符合しないときは、継続して履行し、手当ての措置を講じ、又は損害を賠償する等の違約責任を負担しなければならない。
- 第110条 当事者の一方が非金銭債務を履行しないとき 又は非金銭債務の履行が約定に符合しないとき は、相手方は履行請求することができる。但し、 以下の事由の一つでもあるときを除く。
 - (1) 法律上又は事実上、履行不能であるとき。
 - (2) (位務の目的が強制履行に適さず又は履行の 費用が過度に高額なとき。
 - (3) 債権者が合理的期間内に履行の請求をしなかったとき。
- 第111条 品質が約定に符合しないときは、当事者の約 定に従って違約責任を負担しなければならない。 違約責任につき約定がなく又は約定が明確でな い場合で、本法第61条の規定に照らしても確定 できないときは、損害を受けた当事者は、目的

物の性質及び損害の大小に照らして、修理、交換、やり直し、返品、代金又は報酬の減額等の 違約責任を合理的に選択して請求することがで きる。

- 第112条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず又は 契約上の義務の履行が約定に符合しないときは、 義務を履行し又は手当ての措置を講じた後とい えども、相手方にその他の損害があるときは、 損害を賠償しなければならない。
- 第113条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず又は契約上の義務の履行が約定に符合せず、相手方に損害を与えたときは、損害賠償額は、違約により生じた損害に相当するものでなければならず、契約の履行により得られる利益を含む。但し、契約に違反した一方が、契約締結時に、契約の違反により生じるおそれがあると予見し又は予見し得べきであった損害を超えてはならない。
 - 2 事業者が消費者に対して提供する商品又はサービスに詐欺行為があるときは、(中華人民共和国消費者権益保護法)の規定に従って損害賠償責任を負担する。
- 第117条 不可抗力により契約の履行が不能となったときは、不可抗力の影響に従って、一部又は全部の責任を免除する。但し、法律に特段の規定がある場合を除く。当事者が履行を遅滞した後に不可抗力が発生したときは、責任を免除することができない。

2 (略)

- 第119条 当事者の一方が違約した後、相手方は、適当な措置を採り損害の拡大を防止しなければならず、適当な措置を採らずに損害を拡大させたときは、拡大した損害につき賠償を要求してはならない。
 - 2 当事者が損害の拡大を防止するために支出した合理的な費用は、違約当事者の負担とする。
- 第129条 国際貨物売買契約及び技術輸出入契約の紛争 を原因とする訴訟提起又は仲裁申請の期限は4年 とし、当事者がその権利につき侵害を受けたこ とを知り又は知り得べき日より計算する。その 他の契約の紛争を原因とする訴訟提起又は仲裁 申請の期限は、関係法律の規定に従う。
- 第148条 目的物の品質が品質基準に符合しないために 契約目的を実現することができないときは、買 主は、目的物の受領を拒絶するか又は契約を解 除することができる。買主が目的物の受領を拒 絶するか又は契約を解除したときは、目的物の 毀損、滅失の危険は売主が負担する。
- 第150条 売主は、引渡した目的物について第三者が買

主に対して如何なる権利の主張もしないことを 保証する義務を負担する。但し、法律に特段の 定めがある場合を除く。

第155条 売主の引渡した目的物が品質基準に符合しないときは、買主は本法第111条の規定に従って違約責任の負担を請求することができる。

(製品品質法)

- 第43条 製品に存在する欠陥により人身、他人の財産に 損害をもたらしたときは、被害者は製品の生産者 に対し賠償を請求することができ、又製品の販売 者に対し賠償を請求することもできる。(略)
- 第45条 製品に存在する欠陥がもたらした損害による 賠償額求の出訴期限は2年とし、当事者が、その 権利が損害を受けたことを知った時又は知り得 べき時から起算する。
 - 2 製品に存在する欠陥がもたらした損害による 賠償請求権は、損害をもたらした欠陥製品が最 初の使用者、消費者に引き渡されてから満10年 で消滅する。但し、明示された安全使用期間を 経過していないときを除く。

(消費者権益保護法)

第49条 事業者は、商品又は役務を提供した時に詐欺 行為があった場合、消費者の要求に従い損害賠 償額を増額しなければならない。賠償の増加金 額は、消費者の購入した商品の代金又は受けた 役務の費用と同額とする。

(国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG))

第37条 売主は、引渡しの期日前に物品を引き渡した 場合には、買主に不合理な不便又は不合理な費 用を生じさせないときに限り、その期日まで、 欠けている部分を引き渡し、若しくは引き渡し た物品の数量の不足分を補い、又は引き渡した 不適合な物品の代替品を引き渡し、若しくは引 き渡した物品の不適合を修補することができる。 ただし、買主は、この条約に規定する損害賠償 の請求をする権利を保持する。

第46条(1)(略)

(2) 買主は、物品が契約に適合しない場合には、 代替品の引渡しを請求することができる。た だし、その不適合が重大な契約違反となり、 かつ、その請求を第39条に規定する通知の際 に又はその後の合理的な期間内に行う場合に 限る。

(3) (略)

第48条(1) 次条の規定が適用される場合を除くほか、 売主は、引渡しの期日後も、不合理に遅滞せず、かつ、買主に対して不合理な不便又は買 主の支出した費用につき自己から償還を受け ることについての不安を生じさせない場合には、自己の費用負担によりいかなる義務の不履行も追完することができる。ただし、買主は、この条約に規定する損害賠償の請求をする権利を保持する。

(2) ~ (4) (略)

- 第77条 契約違反を援用する当事者は、当該契約違反から生ずる損失(得るはずであった利益の喪失を含む。)を軽減するため、状況に応じて合理的な措置をとらなければならない。当該当事者がそのような措置をとらなかった場合には、契約違反を行った当事者は、軽減されるべきであった損失額を損害賠償の額から減額することを請求することができる。
- (2) 最近のものとして、「特集 瑕疵担保責任と債務不履 行責任」(法律時報988号 (2008年7月) 4頁~79頁) 所収 の各論文参照。
- (3) [] 内は、中文の原文(日本漢字表記)を示す。
- (4) これに対し、契約法148条は、瑕疵担保責任を定めたものであるという説がある(銭偉栄「(シンポジウム「債務不履行一売買の目的物に瑕疵がある場合における買主の救済」)中国法」比較法研究68号(2007年8月1日)43頁・注5))。

しかし、中国契約法は、過失責任主義をとらない。 117条に定める免責事由(不可抗力)の立証ができなければ、履行利益の賠償を含む損害賠償責任を負わなければならないので(113条1項)、瑕疵担保責任という概念を持ち出す意味があるとは思えない(銭偉栄・前掲43頁~44頁)。

- (5) 銭偉栄・前掲注(4) 48頁
- (6) 「返品」を認めるには、94条の要件を充足する必要があるという学説もある(銭偉栄・前掲注(4)48頁。しかし、そうすると一部返品の場合にまで94条所定の要件を要求することになり、逆に一部返品による処理を認める場合が狭くなりすぎるように思われる。
- (7) なお、中国法においては、法令の条文において、あまり論理的整合性を検討せずに、救済手段を列挙することがある。その典型例は、民法通則134条である。こうした規定ぶりは、種々の救済手段を列挙することにより、法院による柔軟な救済が図れるという趣旨が含まれているようであるが、あまり論理的整合性を考えているようには思えない場合がある。
- (8) 近時、日本においては、履行語求権は何から発生するのか、何に由来するのかなどの点が、活発に議論されていることに注意を要する。履行語求権は、従来「債権の内容あるいは効力である」と説明されてきたのに対して、最近の議論の中では、履行請求権を救済手段として位置づけるという立場(レメディー・アプローチ(remedy

- approach) と呼ばれる立場) が有力に主張されている (潮見佳男「侦権総論 I 〔第2版〕」(信山社、2003年) 25 頁以下、窪田充見「(2006年日本私法学会シンポジウム 資料) 履行訥求権」ジュリスト1318号 (2006年9月1日) 103頁~116頁等。)。
- (9) 山下純司「瑕疵担保責任と債務不履行責任ーイギリス 法と売買目的物の瑕疵」(法律時報988号 (2008年7月) 46頁)
- (10) 同条3号の規定は、債務者が長期間、債権者から現実的履行を求められるかどうかという不安定な状態に置かれることのないようにするために設けられたものだとされている。それに対し、売買の目的物に瑕疵がある場合には、買主には158条の定める瑕疵通知期間内に瑕疵を通知する義務があり、買主の権利行使期間は、「権利の侵害を受けたことを知り又は知ることができた時」から1年であり(民法通則136条2号・137条本文)、売主が長期間、買主から修補又は取替を請求されるかどうかが分からないという不安定な状態に置かれることはないとして、疑問視する説もある(銭偉栄・前掲注(4)47頁~48頁)
- (11) 銭偉栄・前掲注(4)51頁、同注21)
- (12) 銭偉栄・前掲注(4)51頁、同注22)
- (13) 契約違反による解除を定める94条 (2号~) 4号は、 「重大な契約違反」という要件概念を使っていないが、 「重大な契約違反」を理由とする解除を定めるものだと 解する説がある。

この説は、渉外経済契約法がCISGの影響を全面的に 受けて立法されているとし、同25条の「重大な契約違反」 の概念を取り込んで解除原因を定めており、契約法に引き継がれたものであるとする。

実際の適用に関して問題となるのは、この学説が、(2号~) 4号の条文の規定において、哲かれていない要件事実として「重大な契約違反」を要求しているのか、それとも「重大な契約違反」の具体的な表現として「主要な債務の不履行」や「契約目的違成不能」が規定されているのか、ということである。前者であれば、解除権発生の要件事実として、各号に規定されている事実以外に「重大な契約違反」という事実が要求されることになる。

(14) 中国法においては、日本の消滅時効に相当するものとして、訴訟時効があり、これは、一定期間の経過により勝訴権が消滅するという構成をとっている。ちなみに、中国法において、取得時効の制度はない。